

# 介護予防における 地域リハビリテーション促進事業

## 〔添付資料〕

- ・地域包括ケアシステムの構築 P.2～6
- ・これからの介護予防 P.7～17
- ・これからの介護予防に関する 都の支援策 P.18～24



東京都福祉保健局高齢社会対策部  
在宅支援課在宅支援係

# 地域包括ケアシステムの構築

# 医療介護総合確保推進法(2014)

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

(平成元年六月三十日法律第六十四号)最終改正:平成二六年六月二五日法律第八三号

(目的)

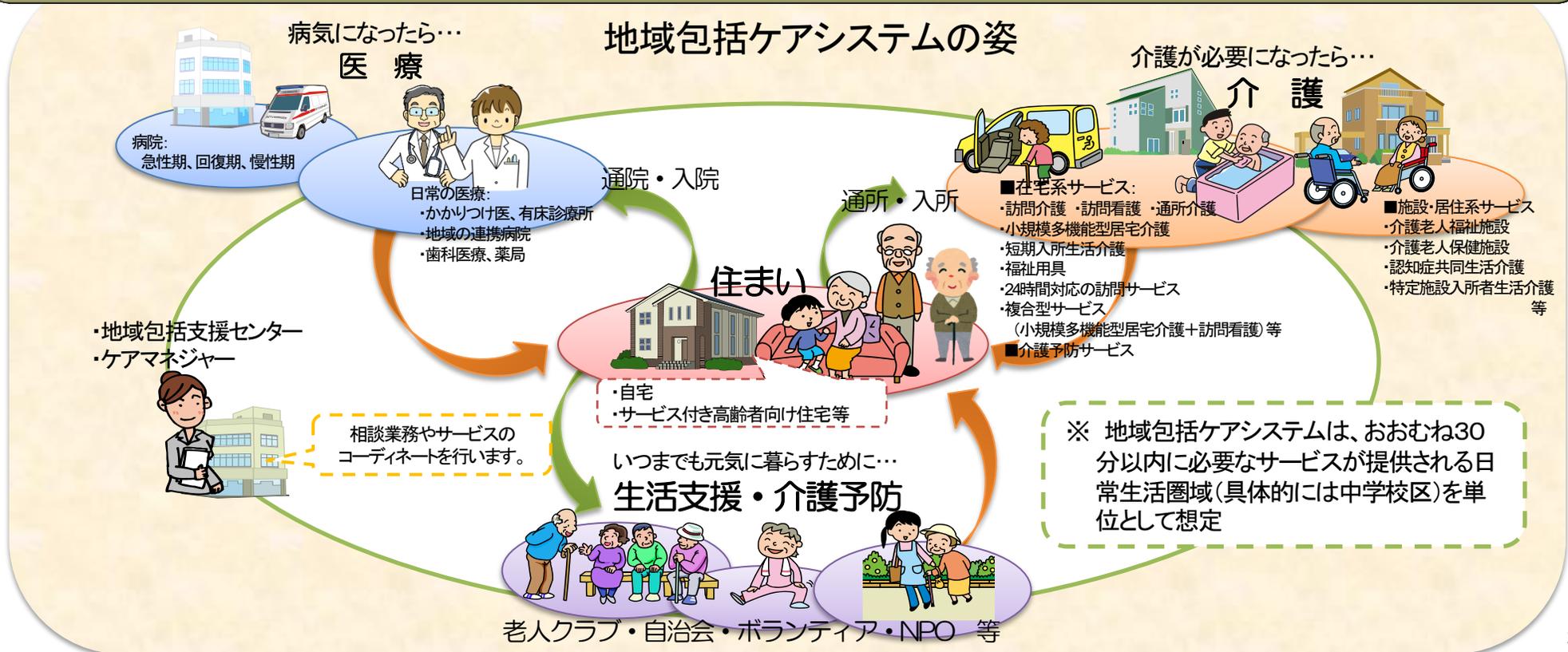
- **第一条** この法律は、国民の健康の保持及び福祉の増進に係る多様なサービスへの需要が増大していることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進する措置を講じ、もって高齢者をはじめとする国民の健康の保持及び福祉の増進を図り、あわせて国民が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

- **第二条** この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

# 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



# 地域包括ケアシステムの捉え方

- 地域における生活の基盤となる「住まい」「生活支援」をそれぞれ、植木鉢、土と捉え、専門的なサービスである「医療」「介護」「予防」を植物と捉えて、示したもの。
- 植木鉢・土のないところに植物を植えても育たないのと同様に、地域包括ケアシステムでは、プライバシーと尊厳が十分に守られた「住まい」が提供され、その住まいにおいて安定した生活を送るための「生活支援・福祉サービス」があることが基本的な要素となる。その様な養分を含んだ土があって初めて、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」が効果的な役目を果たす。
- さらに、植木鉢部分を機能させるには、地域において自助・共助・互助・公助をつなぎあわせる（体系化・組織化する）役割が必要。
- とりわけ、都市部では、意識的に「互助」の強化を行わなければ、強い「互助」を期待できない。



**自助：**・介護保険・医療保険の自己負担部分  
・市場サービスの購入  
・自身や家族による対応

**互助：**費用負担が制度的に保障されていないボランティアなどの支援、地域住民の取組み

**共助：**介護保険・医療保険制度による給付

**公助：**・介護保険・医療保険の公費（税金）部分  
・自治体等が提供するサービス

地域マネジメントに基づく〈ケア付きコミュニティ〉の構築